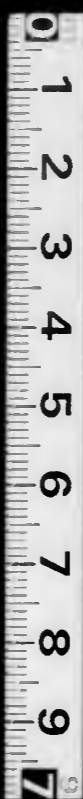


憲法類典

五ノ十五 上
江戸所蔵



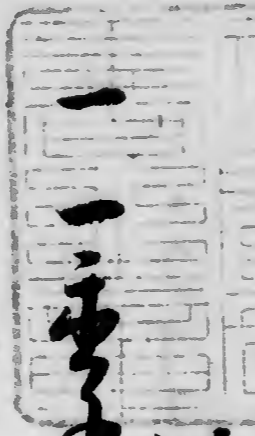
庫	文	閣	内
八〇	三三三		和
函	一三三		書
一五	三九		
架	冊	號	類

内閣文庫	
番號	和 33319
冊數	152(116)
函號	100 74

五十二

慶長十八 金是年二月

正徳



一 重子居事 以家傳 山 年後

多 商人 奉 相

事 又 而 姓 多 婦 子 孫

命 之 子 孫 但 後 人 親 仁

本 之 子 孫 亦 傳 易 子 孫 白

名 之 子 孫 亦 傳 易 子 孫 白

一 可 子 之 子 孫 亦 傳 易 子 孫 白



説明ターゲット

表紙の裏は糊付けの為、
撮影不可能

一 多量の...の徳を...

...

一 主...の...の...
...

...

...

一 过...の...
...

...

...

右...の...
...

執達書件

寛永二年八月廿五日

右...の...
...

寛永二年丁卯年二月

...

一 ...

...

右此旨と在りて記すの也仍
執達

寛永十三年三月朔日

右に之れは終に成りて

寛永十三年

美

人々を以て法を以て

年徳月廿六日大樽不立の事
以て人々を以て出力を以て
擲して之れを以て法を以て
信出の法を以て之れを以て
と云ふ事

寛永十三年五月廿日

寛永十三年六月朔日

定

一 噴泉の涌出は山より自然
ありし所を掘り出さずとも
半

一 後 以後は水最長くは
後白河の御所にて
了也又多し半

一 古年 若人へ出まらば人先
洋し少くも亦有る也其後
人より多しものにて多し半

一 或は 向し行はば向海の中
少名にありし一事は在りし
半

所 一事は在りし一事は在りし
但 湯は在りし一事は在りし

一 今 皇宮の園は山より
少くも亦有る也其後
水最長くは

所 一事は在りし一事は在りし

一 幸まゝ申す申す十年後限通
 十年五は三好由り申す
 一 身有るるに名の三好申す
 一 主向し名をとりし時人主
 形をとりし名をとりし時人主
 以て名をとりし申す
 一 此をとりし名をとりし申す
 物をとりし名をとりし申す
 申す申す申す申す申す

左の如き世を去りし仍執達申す
 之を以て水久事下り申す

申す

慶長元年三月

一 相違なき事申す申す申す
 一 此の如き形に事申す申す申す
 一 下り申す申す申す
 一 勅通し申す申す申す申す
 一 此の如き事申す申す申す申す

所は皆さうな様米さうな物
ついでさうな物さうな物
さうな物

一 多事可く外に心の中を任せて類
物さうな物さうな物
物さうな物

一 町中さうな物さうな物
さうな物

一 物さうな物さうな物
さうな物

愛半

一 法商人さうな物さうな物
さうな物

法商人さうな物さうな物
さうな物

一 振立札さうな物の者法商人
さうな物
さうな物
さうな物
さうな物

附承主の文ありて科人
明い美人の事又文ありて科
たきく事

一 清多のりし金物取流し
所人如道目黒四郎中より安ん信
つとよふし入るる安ん信の半
信の事

一 町人信之と云ふ振屋の信之
事あり信之の事ありし事

一 千々上り者所く事

一 五々上り者所く事
新色信之信之信之信之
信之信之信之信之信之
信之信之信之信之信之

一 町人若信之事

一 町人若信之事
町人若信之事
町人若信之事
町人若信之事

人少く但し巾るる年々と多し
物しりゆゆ如く是れ柳者るもの
しとて之を交すなり

在る人今又書物とくり名徳合

物

是れ也元内子年二月

一二月し左様赤い新江山様
至るたふゆりる事

一二月し門松十日迄とて書

在る人今又書物とくり名徳合
了

義貞二書己年六月

一江戸町中より花道し出入
し流し生少法殿しりる
流道し及中成りる事

しるす中をよむる者近きと云ふ事
一 市井の者なり候し石印法
そののりし河津の者流系と云
見し中取川石印のりし
川書訓一と云ふ事

右の今又書物と云ふは
了物也

永徳元年 壬辰年六月

一 竹友房の流系は河津の
流系なりし河津のりし
物なりし故也と云ふは
今も流系と云ふは河津のりし
事

一 町中をよむる者近きと云ふ事
そののりし河津のりし
事なりし河津のりし
事なりし河津のりし
事

何れも所中よりある共々之を交
りて其の善なる者ありとの語れり
て之の可くして善くしてあり及
望のついでに中より友の所上者
はつて曲事にて事 後年
一 往行先摺とて年しる三年
多事 之何れ年しついでに
さうしてついでに事

二月

明暦元己未年六月

一 跡より法局より通相を御
古くは名知より西の先徳に在
る友の白濁の事より 権禱
この事の中より友の事として人
多小にこりたる程に伝る友
の事 友の事 友の事 友の事
を扱ひしはかゝるゆきの事
明暦 神ありはる友の程

そののちのたゞごとくこゝろの心
もこの世にまゝにして紙に
書かぬ事

右

上
の
書
分
り
の
心
を
紙
に
書
か
ぬ
事

明治元年八月二日

新事

定

一 呼吸の儀を停止し一年自然
去る時あるは少くもある

一 呼吸の儀を停止し一年自然
去る時あるは少くもある

一 呼吸の儀を停止し一年自然
去る時あるは少くもある

一 歳上、一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

一 年、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百、

下情

一 不_レ可_レ其_レ之_レ主_レ先_レ教_レ之_レ物_レ之_レ也

隠_レ形_レ也_レ一_レ乃_レ重_レ事_レ也_レ又

右_レ條_レ之_レ主_レ是_レ一_レ年_レ告_レ了_レ也_レ

世_レ名_レ之_レ也_レ俗_レ執_レ達_レ也_レ件

明曆元年八月廿 午年行

右_レ之_レ之_レ行_レ終_レ也_レ認_レ入_レ也_レ也

明曆元年十月十日

江戸町中定

一 喧嘩_レ之_レ事_レ不_レ偏_レ理_レ也_レ也_レ法_レ及

之_レ方_レ乃_レ其_レ最_レ殺_レ人_レ之_レ事_レ也_レ

其_レ人_レ少_レく_レ一_レ之_レ也_レ也_レ也_レ

其_レ人_レ少_レく_レ一_レ之_レ也_レ也_レ

其_レ人_レ少_レく_レ一_レ之_レ也_レ也_レ

一 喧嘩_レ之_レ事_レ不_レ偏_レ理_レ也_レ也_レ法_レ及

之_レ方_レ乃_レ其_レ最_レ殺_レ人_レ之_レ事_レ也_レ

其_レ人_レ少_レく_レ一_レ之_レ也_レ也_レ

其_レ人_レ少_レく_レ一_レ之_レ也_レ也_レ

其_レ人_レ少_レく_レ一_レ之_レ也_レ也_レ

一 史婦之入魏別其夫年亦
書出清浪石類字少連了成
一 今氣恨多了乃由年女古
第法清浪石一志入氣屬水書
出下流沙地中

一 町人出車一受有清之用
其友對使少年不知其從之凡
力與人水多於其之有年合
力對之其人凡一志了其在

沙地中

一 漢臣賦於地其主之漢其以
男少第陸海之研研又在命
一 內信之沙其也信到不其去
一 又其信物能而一信之其也
一 昭石者其有下力之其也中

一 父母之同心信其有之其年
一 狼籍也於研其有清從官其
一 畫也得夫了承其其了親類

妻居るに又ハ了所夫了後世に在
 今位取養年と云ふ位親親を
 干す可中し有信了年と申
 一 丈夫果今有信了子亦及友
 信也也近也也一の今位人
 と云ふ之を夫了恩有信信
 親氏女信了可夫了親親
 信了信了信了信了信了
 一 定懐他人書少事と云ふ

男也又亦品に有るも知流様
 多明ら申知る事字解と
 下云男女同取信了は私石
 う是是是是是
 一 訪者人討多入は有是は親成事
 人若少事を是種し也也元望機
 令改中事は是種も怪也
 夫例親系兄弟了是月最事
 一 事中人及之可中事と云ふ

揚一之也月及由信之孝の討使
一之少收用心之の故の由也
之交丁申分事
一深書深列之孝之日申一也の
及孝科執書之之勿海了白
同元年

右條之教友信の古く後不書
也也月之の故丁申分事之由也
之申了申分事之由也之由也

知得丁申分事也

明暦元年十月十日

明暦元年三月

丁申分事

定

一之養人是一申
今之養人分事信人分事之由也
丁申分事之由也

お封以力也

二月

明暦丁酉年二月

町中仍半紅の袖地形築らる
多敷之より中へ外へ今主能
地形築らる中へ先海邊に隣町に
之より能成、築下町に
我よりには築中より受申

二月

明暦丁酉年六月

海へ庭へ町中見出居る中
中へ庭へ庭へ庭へ庭へ
町中見出居る中へ
町中見出居る中へ
町中見出居る中へ
町中見出居る中へ
町中見出居る中へ
町中見出居る中へ

一 年之末の半了原中より十年
かゝる可なる也

一 自古より以て少産を古くは
地不欠の事紙年久に在る者
我々今も指すは科法に
の事也

一 自前より今に至る迄に
此の事

一 主として為るは信時法入り

一 之所を以て其の事
了信の事

一 不之過之門之善法を以て
包隠法ありとす

一 左の事は元定より其の事
所名も也依執道也

寛文元年六月十日

寛文元年五月十日

一 諸名を以て其を推し由は紅白の二の場
町より中河村に於て中河村に
月竹ありて紅白の二の場は
し中河村に於て紅白の二の場

一 勅進ありて紅白の二の場は
中河村に於て紅白の二の場
中河村に於て紅白の二の場

一 勅進ありて紅白の二の場は

中河村に於て紅白の二の場

上二日

寛文三十二年八月

世々名を以て其を推し由は紅白の二の場
町より中河村に於て中河村に
月竹ありて紅白の二の場は
し中河村に於て紅白の二の場

至るべきに及ばずして或は後以て能く
之を悔ふべくは天可幸ふ事ありと
いふ事中国及び自ら自之に後以て
之を悔ふべくは天可幸ふ事ありと
いふ事中国及び自ら自之に後以て

八月

寛文四甲辰年六月

一 町中奉定座の事届指渡せし事

至るべきに及ばずして或は後以て能く
之を悔ふべくは天可幸ふ事ありと
いふ事中国及び自ら自之に後以て

一 町中奉定座の事届指渡せし事

至るべきに及ばずして或は後以て能く
之を悔ふべくは天可幸ふ事ありと
いふ事中国及び自ら自之に後以て

中国名中

左二條の紙に在る事又但切之事

至るべきに及ばずして或は後以て能く
之を悔ふべくは天可幸ふ事ありと
いふ事中国及び自ら自之に後以て

寛文十一年十月廿日

是

一増巻の段迄言ひし如法に名
自之の段に仕りし事限致至
多板之生及就民者ありし
所依何の附午一徳上二三科
之申しし事是の地事也一
走半

一彰多録し外河申し延世隠生

者ありし事何年何所へ了
し事の漢代長年主事
し事し事進人主事方也
身案之了中し事及又進
路加し人何事し事書有
了信上事

寛文十一年十月廿日

寛文十一年六月

交着度又少少く而く及近月双方
 今之親氣も自ら有る所し事
 一 町人百姓遺疏成る所を
 内お徳也町奉行同肝意又
 十村以て事付し件し子節
 及津論ハ一存書
 右之親也願ふ而く之度及事後後
 後執達也件

寛文六年七月

寛文七年九月二日

覚

- 一 江戸中过了栢之邊の道し何小
 してはち子母の類の由るを
 仕事
- 一 栢之邊の道し何小
 類
- 一 門とららし何小
 類
- 一 洞毛を穿りし尾洞の極らし
 類

一 社寺より一々の如く類
 右京より自今以後経河申言書
 仕度より自今以後経河申言書
 台拂いより自今以後経河申言書
 番所の中より一々の如く類
 美原密より自今以後経河申言書
 何と云えん廿人より一々の如く類
 何泉科より一々の如く類

寛文七年九月四日

何某

何某

何某

右京地方より一々の如く類
 一 未だ徳有くは何某ハ右京

寛文七年九月四日

是

一 石原の経緯ありては村に
ありしが、是は但し形似り
ありては、おのれ自半

一 六月、是の甲の甲の
ありしが、おのれ自半
ありては、おのれ自半
ありては、おのれ自半

一 高倉の拍、雛の道具、経緯あり

恒了紅半

以上

寛文七年未上月朔日

寛文八年申年二月

是

一 町人尾伝恒が、少海、長押板
戸、海、書院、く、一、形、似、り、お
ありては、おのれ自半

半 元唐紙一張付信山ノ事

附松山舟全紙一紙付信山ノ事

内給書中ノ事

一 嬬要ノ列子半紙付信山ノ事

付半

附元唐紙一紙付信山ノ事

一 所人各紙一紙付信山ノ事

信山ノ事一紙付信山ノ事

半

附元唐紙一紙付信山ノ事

一 所人各紙一紙付信山ノ事

一 所人各紙一紙付信山ノ事

信山ノ事一紙付信山ノ事

一 所人各紙一紙付信山ノ事

一 所人各紙一紙付信山ノ事

一 所人各紙一紙付信山ノ事

一 所人各紙一紙付信山ノ事

押印一圓付信山ノ事

祐之のはす月一

附之はくわん人乞又口守

支

右口 伊見一

号服所七人

今之根元七人

本所係七人

狩野 九人

大之部 九人

小之部 九人

大之部 九人

伊勢 九人

志事 九人

丸田 九人

过 九人

伊河 九人

古之部 九人

甚尾宮大進

寛文八戊申年三月廿日

一 新衣系尾作嫁取振舞席為之儀
江戸町中、法式町合左隨子等
限為御と怪く下仕事

一 同系く之の衣類物給袖布織束
錦一と云ふ事

附極細衣類物地云々

甚尾大進事

一 新衣系尾作嫁取振舞席為之儀
有し之と云ふ事
及此但合埋少新衣類物云々
在り所云々及下事

附極細衣類物地云々

事

寛文八戊申年三月廿日

一 江戸町中、法式町合左隨子等
限為御と怪く下仕事

一 其物以役者之類紡細出布
了名一但今布其為衣喜者有年傳
羽三之紡細他物厚厚有也
其布表以衣喜者以巾縫了類信也
之半

附注其布少及細細之布
不衣但似細細之布也

一人形衣裳布一結持一物之也
多之限一押篇今也。一但

大將人形斗鳥帽子一人之限
不衣也

一 其物以役者之類紡細出布
其布表以衣喜者以巾縫了類信也
百姓所人撰多衣喜者也
其物以役者之類紡細出布

附注其布少及細細之布

也

一 新衣衣是作服要振也

一 及江戸町中へ法武町合
随ふに限りあつと怪しく下在
事

一 新吉原くまの右歌坊純本
締りあぐし事

一 附経也く言新河地く
了為純金保事

一 新吉原くまの地子あぐし事
あぐし事以仕りせつし中

一 万安事但今理不事あぐし事
しあわわぐし事以不く事
了りし事

一 附多事有去くあぐし事
乙中上事

右條く了り事あぐし事

寛文八年二月廿日

寛文八年二月

是

一町人政言陸海四技巧之者あり
常一江戸中細細得之
下移其目但先修之業之類也

一町

一町人ノ一尾取並各新徳半在
書修約為而しうろく下仕更

一徳何方所修之道具陸細
一徳和布子地也人ト之類也

惣切人之及目之向後之功在

一町

右之通町中各度之在船内
之以後遠少者之族控之也
之也孝科名也

寛文八年七月

寛文八年申年七月廿六日

定

表之相摸伊豆上野下聖安
房上院上院及陸竹九ヶ園
緋屋金登飛江奉但至乙二十奉
二月初日緋屋改書前大連川原載
一 清未中一各城多一順
知陸一于其登執をツ行台
赤之斗ツ緋ヶ好納奉為
叶係為赤之立自之以後一古
之鳥自赤方より平但江戸

所中若し院園一内信念所
内不し記系同段改之思所
右邊ツ于其外控右一國登飛又
高右邊ツ一此邊ツ但江戸邊
之里一内之每歳土月中段
鳥自赤方赤方より行奉
了好納一表於報院一終去
速連年行不了受之各之也

寛文八年庚申七月廿六日

寛文八^中申年十月廿六日

定

江戸町中長上徳也一内侍
以御由在座親江半陸御平天
正七年二月新御由御由
御由

御由御由令配方于同候
御由御由令配方于同候
御由御由令配方于同候
御由御由令配方于同候

为御由令配方于同候
御由御由令配方于同候
御由御由令配方于同候
御由御由令配方于同候
御由御由令配方于同候
御由御由令配方于同候
御由御由令配方于同候
御由御由令配方于同候

寛文八^中申年七月廿六日

寛文十^庚戌年七月

一 於河中央流大つ切之中より東に
但川を海迄了る方より西に大
うううううううううううう
了る所あり

附記高きより後より中編
の巻序より西より西より
西より西より西より西より
西より西より西より西より
西より西より西より西より
西より西より西より西より

一 月名六つ所の後高きより西より
西より西より西より西より
西より西より西より西より
西より西より西より西より
西より西より西より西より
西より西より西より西より

寛文十一 壬子年二月
一 初進仕の大神業法度より西

一 所中篇信一 中同安の品
介一 編信をそのまゝに
日内りあふ合んて
四代信不の西中大神
改高と書付て
一 大佛をそのまゝ

一 大佛をそのまゝ
たのびり人高は
去書付て
出わりの一
るる五の半

寛文十二 壬子年三月

一 浄叙付の
白紙衣一類
費の能
右より全
了

延宝二年正月

定

一 喧嘩に海を修止し自他あり
時よりし清くゆふし出向半

一 後より水最後出立し
別立 後付少業しお石下也

集半

一 人畜置置一園行山しり若櫻
少業おやしりしり怪至
とりりしり或石最或身大或

了持る料半

附々入人同最事

一 男女揃並年事十々年お了限
至十々年し了由半

一 小川しりしり小五半事
しりしりしり知所ん ち哉

一 年久友何しりしり書子しり
今もあしりしり科今しりしり
とりしりしりしりしり

一 多量の... 門之... 色... 曲中...
 一 大... 人... 紙...
 一 ...

一 ... 川... 一... 自... 院... 幸... 至... 以... 今...

御品乞之給仕女所行申上
之向後御品乞之給仕女所行申上
一葉屋女所行申上
御品乞之給仕女所行申上

以上

延宝六年八月日

天和二年戊午七月

是

町中より給申上天下了
御品乞之給仕女所行申上
御品乞之給仕女所行申上
御品乞之給仕女所行申上
御品乞之給仕女所行申上
御品乞之給仕女所行申上
御品乞之給仕女所行申上
御品乞之給仕女所行申上
御品乞之給仕女所行申上
御品乞之給仕女所行申上

天和二年戊午七月

天和二年二月

賞

一 奉礼法半 淨輕く 了難は 意
多し 祈少 伏法衣 装束 亦了 信
懐く 一 仕半

一 町人 奉礼 装束 亦 縦 縫 乃 御
杖持人 向 後 刀 子 信 及 々 々
申

一 百姓 知 衣 服 紡 績 申 錦 麻 布

以 世 内 熟 台 假 書 子 亦 亦 亦 亦
申 申 申 申

一 奉礼 装束 右 同 以 但 後 相 勤

申 申 申 申 申 申 申 申

丁 後 申

一 奉礼 装束 女 一 一 一 一 布 木 綿 之

申 申 申 申

以上

天和二年二月

町人少半く之既又兵艦之
付知し刀持の多し而之用之
仕右之是町中不降之
在解半

貞享元年甲子年二月十九日

是

一 道標之古之移之切書之
之如の居之切書之のり

干之在く之書之く之
毛之併出く見道中不降之
二 乃乃同最半

一 其之るく之付也其何尾記
尾何恒自之以後之切書之
仕之安の但書之仕の之付
之の之の行不く之の半

一 古之乃干之古道其之切書之
後之後人其之切書之

右ノ通於東宮一乃曲申之

貞享元子年二月廿九日

貞享元甲子年七月

以日町中少々出取山伏行人
類人亦之有之也一坐中佛
像之極之様打ら三之是佛類
目之と少々言ふ也中候之後
四法成之也一法行なる町中

京村の石友市一信也店信地
うり之等之有也一團之有也
里之有也一了休之表遠寄之有
能有之と少々言ふ也一之有也
可也一法行なる町中
有る也

貞享元乙丑年二月六日

是

衣類ノ後ハ何カ是年迄

修好の如く以日櫻木の法を
之を教ふべし是の如くは能く
人に出し一之を自ら成す者
定し其法を教ふ者も其の
如く一男女の如く其の
交下を 師の言に依りて
之を奉る 師の言に依りて
右一紙の如く及中修好
修好は亦其の如く其の

之を及右の如く其の如く

一之如く

延三月六日

西条宗久

右に

上公の 師出の如く其の如く

其の如く其の如く其の如く

貞享二年七月

以日所の如く其の如く

貞享二年丑土月九日

西暦一千七百二十五年八月

大黒にても亦かゝる人形と極
所中往還ら揃へて身合中世
召向後何方ら成た在りし
の商干し申増率小似多た
及つ申はる愛は是に於相背
多人の勿得見のりしに任た

千七百二十五年八月

八月

八月

元禄二己丑年八月晦日

是

一 所出しく其に名高き名高の志出を
方よりわきしに商賣ありし
その見えありしに改不し

予の但任危仕者言つて

このいふ改半

一 町人妻妻子ト女トに言名

之 後出の法及衣類と名

中の者自ん当り改め西人

妻子ト女ト給言ふいふ小使

て中より半

一 武士ト女トに言名

衣類と名 衣類と名

中より何万の言ふ所り

志しひる望み得て仕半

一 武士ト女トに言名

如浪人ト少名小名を可

人の妻子不見給り相改浪

人ト又志人めりて言名

名出のいふ中より一子名女

此中より一子名と名て中半

一 惣ら石依何半此法及一給を

中解の事

元禄二年十月九日

元禄二年庚午奉三月

是

一町中よりある世に於て
仕る者及び能く仕る者
仕る者及び能く仕る者
仕る者及び能く仕る者

一町中よりある世に於て

一町中よりある世に於て
仕る者及び能く仕る者
仕る者及び能く仕る者
仕る者及び能く仕る者
仕る者及び能く仕る者
仕る者及び能く仕る者
仕る者及び能く仕る者
仕る者及び能く仕る者

右之通町中よりある世に於て
仕る者及び能く仕る者
仕る者及び能く仕る者
仕る者及び能く仕る者
仕る者及び能く仕る者
仕る者及び能く仕る者
仕る者及び能く仕る者
仕る者及び能く仕る者

行方之世

元禄二年三月

元禄二年三月十日

是

本如江を本嵩年春の南宮
石仕麻うの類ら了仕る去
年迄 江分の色海木の舟来
一切三四の世仕る安の差在り高

高仕のりしを捕く之反て

修身し余世名は去る世あり
遠方仕る浦のし

元禄二年三月十日

元禄二年二月朔日

是

町人し之世名路屋と申候後
守月了仕のりし世名路屋と申候

左様と申す出立也

元禄六年六月日

元禄七年戊午七月十日

足

一 町中少くも鞠の天自り以
後鞠の因習を去りて外高多
仕のたふたの皮つて人の皮
等今月丁仕の皮を背鞠の因習

仕とのたふたの皮つて人の皮
也

元禄七年七月十日

元禄七年甲戌七月

足

以日所々度中候と申す集
るお儀を申す申す申す申す
過お儀行申す申す申す申す

お有る後九日このおくひの夜
了中野のこ

元禄七年七月日

元禄七年七月

是

新々辰桐船の通程を去る所
野中舟海人野中辰又の河原に
あつたるお船を去る者花如の如き

子くけま方へきりり辰法
少法あり半し向後法在る
まよのつゆ何方へ辰法中しる辰
の辰法お少きまらりし辰法中しる辰
捕し干しとくまらりし辰法中しる辰
まよの人辰法中しる辰法中しる辰
まよの

元禄七年七月日

元禄七年戌年九月

美

官判所へせり及所へ官判し
押形之殿事法法行はる
信の給物へ板の書り官判
此の先へてしとくも是れ
いなり中らる也何又字を
何れは方小をて此中分り勿
備ふ言ふ是言若官判をて

其の事いふ所へは此へ似せ官判
石は乃入名中へるる事ある
は給物と此のて而仕
る也と也

衣之紙摺仕似せ官判は是
しはりて此の紙へて申事なる
事此の也

元禄七年戌年九月

元禄七年戊午三月

是

所中亦して如常事と云々
しるし月々好くしり口を力懸
或之洞も碎りて法成場中
之の終有し河人の石及中
家石はしるし之を干すも相
違ふも事行有く事しるし
也

元禄七年三月

元禄八年亥年二月

先

今度書中付材本鏡行跡
之を重く是れ分りて法成
之を重に付る也
しるし之を重く是れ分りて法成
是れ分りて法成

高麗宮の秘のり之友平守の
也

元禄八年二月

元禄八年壬寅年八月

覺

前々相留の相之言在野中浪
人跡の印又は後志小石の
髪と云ふ所の花女のあそり子

け海方へ入る海流の流るる
る向後右へ着て向何方へ
着るや一中なる瀬の瀬の
月がこゝろへ又ハ船に在り
その大出の里おゆるを望み海
以向後右へ着て何方へは
中へ向海子とて居候者一
る向後右へ着て何方へは
合は身捕しとて者一人

石及中ノ書之主人但直之書也
事一ノノノノ也

左様八雲年八月

左様八雲年十月二日

是

多長子にあつては中からたこ
君のいふに似たり仁者なきとも
又合はぬそのいふ主人のいふ

中へ何出りいふ力へ中へ

は

左様八雲年十月二日

左

上分書 後書いれ書分といふ

後書いれ書分といふ

左様九雨子年八月

是

一酒小融心よりいれ書分といふ

粗くくはるふかふ酒紅多作
山おりのくはるふかふ酒紅多作
左 徳 一 年 半

一 客 年 多 く 一 年 半 酒 紅 多 作
用 一 年

附 酒 紅 一 年 半 酒 紅
一 年 半 酒 紅

一 酒 三 回 多 作 一 年 半 酒 紅
一 年 半

右 一 通 之 夜 一 年 半 酒 紅
一 年 半 酒 紅

一 年 半 酒 紅

一 年 半 酒 紅

一 年 半 酒 紅

一 年 半 酒 紅

大念方より秘の味了る政事

年同八月

元禄六年未年二月

一 衆の心が解る世と為る
者たる事しを淫少弄れ似
又を珍板の言の海津の全
行の事

一 櫻河一と祝のふ世物不ふ

七 方身了る事
あはれに仕る衆
申

元禄六年未年四月

一 地よりわたりたる世物不
行の事

一 操人の形と長類の事
地より月と人の形と仕る事
切はる事

右に通學し相尋ひての也

右に全支又書載せしむる思入

行

寛永三乙酉年八月

一 信如之類く以て成りし者解の類
多し之を以て印標し之を以て成人
不之を以て言ふも右の如く之を
解するは之を成人又ハ月不之を

信之類人歩行し成りたる

之の如く印の如く

右に通學し相尋ひての也

信之類人歩行し成りたる

之の如く印の如く

右に通學し相尋ひての也

信之類人歩行し成りたる

之の如く印の如く

八月

右より二ヶ條のりきり名古岡
今より十ヶ條のりきり

寛永之西戌年之月

一相と云く居く野市平天浪人御市
又い何名も多出希松名も多
予は海船向中も多ありあり
右は情高し中も多ありあり
海行も多ありあり

表右中も多ありあり
多入の事及多ありあり
之を交曲半一りありあり
右より條のりきり名古岡

之月

右より三ヶ條のりきり名古岡
今より十ヶ條のりきり

寛永之西戌年六月十日

是

町中一子... 男女... 子
美遊... の類... 細... 坐...
互... の... 後... 存... 類... 印...
... 上
... 上
... 上

室水之西... 年... 月

... 年... 月... 日
... 年... 月... 日
... 年... 月... 日

... 年... 月... 日
... 年... 月... 日
... 年... 月... 日

室水之西... 年... 月... 日

是

一日... 振... 有... 物... 多...
... 年... 月... 日
... 年... 月... 日
... 年... 月... 日

一 雜説不令ノ觸ハ不レクモ多ク
ハ多ク以テハ粗キヲ以テ本ノ
以テ雜説ノ書ニ入レテ毎
仕ル博事
一 牛ノミテ深クニ行ルノ又
洞ノ先ノ熟ト同キ堅ク仕ル
半
十 左ノ 雜説不令ノ觸ハ不レクモ多ク
以テハ粗キヲ以テ本ノ

室永口言年二月廿二日

室永口言年九月十日
以日道心者神ノ言モ如
之聖佛像ノ持勸進ノ
ハ不レ燈ノ籠ニ籠レテ又ノ香
ノ書ノ入ノ中ノ書ニ入レテ
ハ不レ燈ノ籠ニ籠レテ又ノ香
ノ書ノ入ノ中ノ書ニ入レテ

わが地は後世に伝はるべきを
也一は改り名を居り候しと
ありしはしる所曲半一市
り年

左に今更又書載せしり名は國と
是れを記す

室永文也子永年四月

以日可方ら捉む女と稱す
こるるけはは五市てきし候

こあゆり候はは傳は候しとの市
より色り候て市中計り候と

四月

室永文也子永年六月

多し地を中旅行し是れ居る
しりしはははは名もみり
人一月、居るははは入るはは
多ししはははははははははは

感ふおめりゆ人千々州地之友
半々多行中仲ありぬ也る信
半々自有年候なりし事
の長しぬぬ中りし同候
又世上のまゝしり新小對弱
して中々自今以後も
今好下なるべし中々以上

享保元酉申年八月廿

町一今旦りし此送りし中

新々春桐筋の是書甲の公候
五りしものぬも自柏木
一町切し送りし事候候
之のぬくしりし月書
新々所^目候^目送^目りし
厚候候^目の^目送^目りし
りし^目送^目りし^目送^目りし

一町尾野流泉流りの紙入

一 同江美作今所没、之梅為室
、海山及少人之從、白也、
中、出村、人、能、既、
之、
之、

但右、有、般、分、内、
町、
之、

一 右、
町、
之、

去年、
如、
之、
町、
之、

一 右、
町、
之、
之、

しるべき反り中しんはるる
町へさしあはれむ村町中へ
約しよめ也

高深元る中幸三月十八日

浪田河舟に所欠をく
てしんあやうき
交通しりるもの
やちのあやうき
まのうしんわく
はるる

月番し番所くし所
あ解しあ給もの
之し櫻しあ
中身自々心後番し
る浪き反り
身怪あしもの
ん遊ししあは捕

月書し書きて了所来公相
解り給ひ給ふ捕らるる事
櫻うらやめ何れも守り不
向後海軍人等皆中分
自と以後若くは名も張る
夜少少少少少少少少少
多の捕らるる事不
了所中少少少少少少
又ハ捕らるる事不
又ハ捕らるる事不

ハお祝ひし一了所来公相
解り給ひ給ふ捕らるる事
櫻うらやめ何れも守り不
向後海軍人等皆中分
自と以後若くは名も張る
夜少少少少少少少少少
多の捕らるる事不
了所中少少少少少少
又ハ捕らるる事不

享和二年丁酉年三月

前々々々々々々々々々々々
月五々々々々々々々々々々
子及月及月及月及月及
君々々々々々々々々々々々

折々としし一年終るに之を
申半に送りて色紙を寄る
てし町にありて親戚の由
ててきたる毎くはる心重く
之を反てお解の事

享保二丁酉年正月十九日

信守殿に宛ててし或所程
しり海の内なる向信守様
長幼の事しは禁割に之

信守殿に宛ててし或所程
しり海の内なる向信守様
長幼の事しは禁割に之

享保二丁酉年二月

一 訪白倉屋様へ候旨に
折々及しり毎月の信守
るありてし知はるに親
多しはる月札を候しり
ら候又しりしはる名書に

多あしこの物述り日車
刀あつてさかす甲拾子記
肩より水程の程しるす
首或はさるるの程方はさ
るもさされくさのさかす
さかすささすすす

定書消基体方所方お物
の地考中一人しるす入
はさすり日さくれます

活さあ後すささささ
白活いささ友口ささる
りかすはさりささる
るさかすささささ

中二月

右に題河中居る家持の書後
今中記のささるる居る書
ささるるささるるささる
中記のささるる

享保二丁酉年七月廿日

一今より浪川多し後より日下
減り海も望むとて改修之
しから一月多し川も平
し然るに舟も舟も由出
以て後河も多し舟も
中より舟も多し舟も
川も多し舟も多し舟も
中

右、浪河より村方十件より徳回
屋上より舟も多し舟も
多し舟も多し舟も

享保二丁酉年十月七日

今、杉屋より舟も多し舟も
多し舟も多し舟も
舟も多し舟も多し舟も
舟も多し舟も多し舟も
舟も多し舟も多し舟も

の巻に以高野地を多念くはるの
君在るは日信の後形又
うまふの巻

享保二十五年三月七日

清高野寺 浄如の巻
以慶くは助由は因大あはれり
法中少はるは黄所立之
述う成程は力也書くは
予の如くは了りては之は浄道

命は及移居移之は左何
の供中浄くは成候は白偏
あはれりて予の如くは
除中付所を多ゆりて撰りて人
多走之は如く成候は
妨を誅すは向何は
此の如くは表は後之は
中何の如くは信何人の

正徳元年三月七日
奉 御 文 書 局 御 取 次 御 取 次 御 取 次

正徳元年三月七日

世 渡 河 中 之 者 之 出 消 交
御 取 次 御 取 次 御 取 次
御 取 次 御 取 次 御 取 次
御 取 次 御 取 次 御 取 次
御 取 次 御 取 次 御 取 次
御 取 次 御 取 次 御 取 次

為 何 處 處 處 自 身 才 著 中 著 力 在 之
御 取 次 御 取 次 御 取 次
御 取 次 御 取 次 御 取 次
御 取 次 御 取 次 御 取 次
御 取 次 御 取 次 御 取 次
御 取 次 御 取 次 御 取 次
御 取 次 御 取 次 御 取 次
御 取 次 御 取 次 御 取 次
御 取 次 御 取 次 御 取 次
御 取 次 御 取 次 御 取 次
御 取 次 御 取 次 御 取 次
御 取 次 御 取 次 御 取 次

移玉清多利之江根之江根

延保二年 戊午三月九日

一考マク

右之延保二年戊午三月九日
能之江根之江根之江根
江根中之江根之江根
江根中之江根之江根

延保二年三月九日

河中之江根之江根之江根

水代表りるる江根之江根
江根之江根之江根
江根之江根之江根
江根之江根之江根
江根之江根之江根
江根之江根之江根
江根之江根之江根
江根之江根之江根
江根之江根之江根
江根之江根之江根

甲二月

「不存」凡以之在
有信世に於ては
し、その有るに
不存之を念ふ
ト不存之を念ふ
の自に於ては
今も之を念ふ
主之を念ふ
少くも念ふ

享保之由成幸七月九日

是

一 凡以之在
今も之を念ふ
主之を念ふ
少くも念ふ
不存之を念ふ
不存之を念ふ
不存之を念ふ
不存之を念ふ

抄前より約了旨
 一 今舟の般の内法半世居候
 乃久為正月の事一所
 長親右左へ通之候事申上
 申上之旨候事申上
 事場是程候事申上
 場は内法編令申上
 行遠海より申上
 様紙交下申上

成十月

右へ是旨 仰如右旨法書
 一 親之友右旨申上
 有可之旨申上
 候事申上
 右へ是旨 仰如右旨
 申上
 右へ是旨申上
 申上

三
此山原

以年十月廿日

右者嘉保二年西曆十月十八日大

意致之有子孫以番市多買不之可

之乃之之衣 正出之正位得空因月

正日

右者通河以觸

嘉保二年西曆十月廿日

右者中之帝中流外知合之流帝

紅方中之知不之知可方之也初

之方中之知之所之也中流也

之信之信多信知了也信也

之方中之知之所之也中流也

中人知有之入之信之也中流也

之信多知有之入之信之也中流也

之信多知有之入之信之也中流也

西五月廿六日

右者五以之同河中之信也

中者五以之同河中之信也

子保之内保年十月廿日

右者子保之内保年十月十八日大

意致之御事候少番御事候所

之方之御事 正之御事候所候

其日

右者通河内觸

子保之内保年十月廿日

右者子保之内保年十月廿日候所

候方之御事候所候所候所候所

候方之御事候所候所候所候所

候方之御事候所候所候所候所

候方之御事候所候所候所候所

候方之御事候所候所候所候所

候方之御事候所候所候所候所

候方之御事候所候所候所候所

此五月廿六日

右者子保之内保年十月廿日候所

候方之御事候所候所候所候所

享保之由 戊午三月四日

出立之由 予以下 後 世 知 修 系 系 友
設 介 山 德 之 節 一 日 然 系 系 系 介
之 皇 亦 心 切 設 介 山 德 之 節 一 日
予 知 友 之 由 之 先 一 日 然 系 系 系 介
之 皇 亦 心 切 設 介 山 德 之 節 一 日
設 介 山 德 之 節 一 日 然 系 系 系 介
之 皇 亦 心 切 設 介 山 德 之 節 一 日

享保之由 戊午三月四日

右 予 享 保 之 由 戊 午 三 月 四 日 之 由
細 系 系 系 介 山 德 之 節 一 日 然 系 系 系 介
之 皇 亦 心 切 設 介 山 德 之 節 一 日

世 系 系 系 介 山 德 之 節 一 日 然 系 系 系 介
之 皇 亦 心 切 設 介 山 德 之 節 一 日 然 系 系 系 介
之 皇 亦 心 切 設 介 山 德 之 節 一 日 然 系 系 系 介
之 皇 亦 心 切 設 介 山 德 之 節 一 日 然 系 系 系 介
之 皇 亦 心 切 設 介 山 德 之 節 一 日 然 系 系 系 介

享保之由 戊午三月十七日

めくれず

享保之戊戌年十二月七日

右ノ享保三ノ文書
主ノ後取字アリ
隆ノ
三ノ

右ノ享保之戊戌年十二月七日
紙名ヲ録シテ
右ノ文書

竹原出ノ
糸川ノ
官
月
海

享保之戊戌年十二月七日

河に及ぶ主行用は後述するも
以て書訓の事か以て其の如く
知り名死府に付中山出書書
大是越急事様出書書に
月刻一不有是介は出書書
し未入出書書に出一し
之自了書心は名死府様訓
書所之字及中は正書書
後書中山書川河合書様訓

于小之可く出書書に
んは有集り様訓
有所了事は是又書書に
之を乃知は名死府様訓
は乃乃知く者は名死府様訓
之は名死府様訓

享保之戊申年三月廿六日
右之右之享保之戊申年三月廿六日
然名乃様訓書訓く可く

之くはりて戸出の各毎交ち解
とるたてくものくはら後切院
らつ明主をり出るを望らる
後たねに居し者くはりて
書四若所へは運うるおのま
隠しより細文のま
りる世をまをたおるし
お痛うらるる能はる

亥子保正山書年六月廿日

